

## 第37回再就職等監視委員会 議事要旨

### 1. 開催日時等

日 時：平成26年7月10日（木）16：00～  
場 所：大手町合同庁舎3号館9階 再就職等監視委員会 委員会室  
出席者：羽柴委員長、伊東委員、篠原委員、番委員、笠委員  
加藤監察官、原田監察官  
磯野事務局長、古田参事官

### 2. 議事等

- (1) 公表情報の確認作業についての議論が行われた。
- (2) 第36回委員会の議事録が確認された。

### 3. 委員指摘事項等

- ・ 現行の再就職等規制では、利害関係企業等への再就職については、在職中に求職活動をしていない限り違法ではないが、規制する側にいた職員が退職後に規制される側の企業等に再就職していることに対して、国民目線からは違和感を覚えると思われるので、今後ともしっかりと監視していく必要がある。
- ・ 再就職等規制違反が疑われる場合には、一義的には、所属職員の服務について責任を有している各府省等の任命権者が必要な対応を行うことを前提としている以上、各任命権者によっては、日頃より所属職員や職員OBによる再就職等規制違反行為の疑いを見逃すことがないように注意していただく必要がある。
- ・ 再就職等規制違反行為があったと認定されたが違反者自身は既に退職していたという場合、退職者に対して懲戒処分等を行うことができないからといって任命権者が何の対応もとらずに済ませることは、再就職等規制の趣旨が公務の公正性に対する信頼確保にあることを踏まえると許されないものであって、原因の解明と有効な再発防止策の徹底が不可欠である。
- ・ 再就職等規制違反行為があったと認定されれば、行為者の処分を始めとする関係者の処分と事案の公表は基本であり、そもそも事案を公表しないという対応は、国民から見ても隠蔽としか思えないのではないか。

### 4. 次回予定

次回会議は、平成26年7月28日（月）16：00に開催することとなった。

(注) 本議事要旨の内容については、今後変更の可能性があります。また、個別事案に係る議論については、記載いたしません。